

入 退 会 規 則

一般社団法人 全国木材組合連合会
外国人技能実習部会

(目 的)

第1条 この規則は、一般社団法人全国木材組合連合会外国人技能実習部会（以下「本部会」という。）の外国人技能実習部会設置規程（以下「規程」という。）第6条に定める会員の入会及び退会に関する必要な手続き等を定めるものとする。

(入 会)

第2条 本部会に入会しようとする事業者又は団体（以下「事業者等」という。）は、入会申込書（別記様式第1号）に事業又は活動内容を示す書類を添付して、本部会に提出するものとする。ただし、部会長が認めたときは、添付書類の一部又は全部を省略することができる。

2 役員会は、入会の承認に当たっては、次に掲げる事項によりその可否を決定するものとする。

(1) 過去に本部会の資格を喪失した事業者等は、資格喪失後2年以上経過していること。

(2) 部会会員としてふさわしいと認められる事業者等であること。

3 部会長は、役員会において入会が承認されたときは、入会承認通知書（別記様式第2号）により入会申込事業者等に通知するものとする。

(会員名簿への登録等)

第3条 部会長は、入会事業者等を会員名簿に登録するものとする。

2 規程第6条第2項により、部会会員からその名称、代表者の氏名、住所の変更の届出があったときは、当該登録事項の変更を行うものとする。

(会 費)

第4条 入会事業者等は、別に定めるところにより部会会費を納入するものとする。

2 年度途中に入会した場合の部会会費は、入会が承認された日の翌月から3月までの月割りの会費とする。

(退 会)

第5条 部会会員は、退会届（別記様式第3号）を部会長に提出し、任意に本部会を退会することができる。ただし、規定第8条により資格を喪失した場合はこの限りでない。

2 退会しようとする部会会員は、未納の部会会費がある場合には、当該未納分を納入しなければならない。

3 本部会は、部会会員がその資格を喪失したときは、既に納入した部会会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(再入会)

第6条 過去に本部会の会員であった団体等が再度入会しようとする場合には、第2条の規定を準用する。

(規則の改廃等)

第7条 この規則の改廃は、役員会の決議を経て行うものとする。

2 この規則に定めるもののほか、必要な事項は部会長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、令和3年9月14日から施行する。
- 3 この規則は、令和4年3月9日から施行する。